

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

基金の名称		熊本県緊急雇用創出基金					
基金設置法人名		熊本県					
基金の額		① 設置時の額(平成21年3月30日造成) 2,500,000千円					
		② 積み増し額の計 19,736,400千円					
		内訳					
		(平成21年8月3日、緊急雇用事業分) 5,490,000千円 (平成22年3月10日、重点分野雇用創出事業分) 3,070,000千円 (平成22年12月6日、重点分野雇用創出事業分) 1,850,000千円 (平成23年2月14日、重点分野雇用創出事業分) 2,190,000千円 (平成24年2月2日、震災等緊急雇用対応事業分) 2,250,000千円 (平成25年2月4日、重点分野雇用創出事業分) 1,640,000千円 (平成25年3月29日、起業支援型地域雇用創造事業分) 1,770,000千円 (平成26年3月31日、地域人づくり事業分) 1,476,400千円					
		② 終了時残高(平成29年12月31日) 0円					
うち 国費相当額	① 設置時の国費相当額		(全額)				
	② 積み増し額の国費相当額		(全額)				
	③ 終了時残高の国費相当額		0円				
基金事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用事業 離職を余儀なくされた失業者等に対して、次の雇用までのつなぎとなる短期の雇用・就業機会の提供を行う事業。 ・重点分野雇用創出事業 介護、医療等今後の成長が見込まれる分野において、失業者に対して短期の雇用・就業機会の提供や人材育成を行う事業。 ・震災等緊急雇用対応事業 東日本大震災等の影響による失業者に対し、短期の雇用・就業機会の提供や地域のニーズに応じた人材育成を行う事業。 ・起業支援型地域雇用創造事業 地域に根ざした事業の起業等を支援し、失業者の雇用・就業機会の提供と、地域において安定的な雇用の受け皿の確保を行う事業。 ・地域人づくり事業 失業者に対し、地域ニーズに応じた人材育成等の支援等を行うことにより、雇用の拡大、就職等の支援を行う事業。 また、企業における人材育成、販路拡大や生産性の向上等の取組みを支援し、在職者の賃上げ、正社員化等の処遇改善を行う事業。 					
基金事業を終了する時期	事業名	緊急雇用事業	重点分野雇用創出事業	震災等緊急雇用対応事業	起業支援型地域雇用創造事業	地域人づくり事業	
	新規採択の終了時期	平成23年10月17日	平成23年10月17日	平成24年12月20日	平成25年10月4日	平成26年12月1日	
	採択事業の最終的な終了時期	平成24年3月31日	平成26年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成29年3月31日	
	精算等を経た上での基金の解散時期	平成27年3月31日	平成27年3月31日	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年12月31日	
基金事業の目標		指標\事業名	緊急雇用事業	重点分野雇用創出事業	震災等緊急雇用対応事業	起業支援型地域雇用創造事業	地域人づくり事業
		雇用計画数(A)(人)	9,346	7,356	2,223	842	801
		実雇用者数(B)(人)	11,294	7,341	2,421	864	727
		B/A(%)	120.8%	99.8%	108.9%	102.6%	90.8%
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		全ての基金事業は、平成28年度をもって終了。					